

県産新技術に対するフィールド提供型新技術

【公募要項】

平成 29 年 3 月

静岡県交通基盤部

1 公募の目的

本県では、「安全・安心」「コスト縮減」「生産性向上」など、建設分野を取り巻く諸課題の解決を図るため、民間等で開発された有用な新技術を公共事業で積極的かつ円滑に活用していくことが重要であるとして「建設工事における新技術活用促進に関する実施要領」等に基づき、新技術の活用促進に努めてきたところである。これまで、技術の募集は、分野を問わず、全国を対象に行ってきたこともあり、登録技術の種類は多岐に渡り、県外産の新技術が多いことが特徴の一つとなっている。

一方、本県は、製造業をはじめ、多様な産業が盛んな「ものづくり県」である。国内では、インフラメンテナンス国民会議の発足など、建設産業のみならず、他産業から生まれた技術も含め、有用な新技術を建設現場へ積極的に導入していくためのオープンイノベーションが進みつつある。こうした動きの中で、本県から生まれた有用な新技術が、建設分野を取り巻く諸課題の解決に大きな役割を果たしていくことが期待されている。

本公募は、「新技術公募の試行に関する取扱い」に基づき行うもので、現場ニーズを踏まえた静岡県産の有用な新技術を公募し、活用フィールドを提供を前提することにより、公共事業等における活用機会の促進を図り、建設現場における諸課題の解決はもとより、県内企業の活力増進、技術開発能力の向上、地域経済の活性化等に寄与することを目的に行うものである。

2 公募期間

平成 29 年 3 月 22 日から 1 年間

3 公募する技術テーマ

本公募の技術テーマは、「長寿命化、災害対応、生産性向上などの社会ニーズに応じた静岡県産の新技術」とする。

なお、以下の4つのテーマのうち、いずれかに適合する建設現場に適用可能な新技術で、現在の積算基準又は施工管理基準で規定されていない工法等の技術とする。

- ・ 社会資本の長寿命化に資する新技術
- ・ 災害時の適確な対応に資する新技術
- ・ 建設現場の生産性向上に資する新技術
- ・ その他、建設現場における諸課題の解決に資する新技術

4 応募の条件

1) 応募者は、以下の3つの条件を満足すること。

- ① 応募者は、本社が静岡県内にあるか、技術開発の拠点となる事業所等が静岡県内にある民間企業等であること。
- ② 応募者は、自らが応募技術の開発をした民間企業等であること。

- ③ 応募技術を基にした業務を実施する上で、必要な権利及び能力を有する民間企業等であること。
- 2) 応募技術は、以下の4つの条件を満足すること。なお、この他に、フィールド提供の可否の判断に当たり、国土交通省が「公共工事等における新技術活用システム」実施要領において定める「試行申請型」への応募を併せて行うことを条件とする場合がある。
- ① 静岡県の新技術情報データベースへの登録技術であること。ただし、本公募への応募と新技術情報データベースへの登録申請が同時に行われる技術を含む。
 - ② 応募技術の内容を公開しても問題がないこと。
 - ③ 応募技術を公共工事等に活用する上で、関係法令に適合していること。
 - ④ 応募技術に係る特許権等の権利について、問題が生じないこと。

5 応募方法

- 1) 応募に当たっては、以下の資料を作成し、郵送、持参等により提出するものとする。
- ① 県産新技術フィールド提供申請書
 - ② 新技術登録申請書（本公募の応募時点で、未登録の技術を申請する場合）
 - ③ 新技術概要説明資料（本公募の応募時点で、未登録の技術を申請する場合）
- 2) 提出先
- 静岡県交通基盤部建設支援局技術管理課積算班
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6
TEL：054-221-2131 FAX：054-221-3569
E-mail：gijyutsukanri@pref.shizuoka.lg.jp

6 選定・評価・活用に関する事項

- 1) 申請の受け付け後、事務局（静岡県交通基盤部建設支援局技術管理課）及び事業主管課によるヒアリングを実施する。ヒアリングの実施時期、内容等については、別途通知する。
- 2) 事務局が、技術の成立性、現場での適用性、従来技術と比較した優位性、積算資料、施工管理基準の整備状況等を検証した上、作成した評価案に対し、「建設工事新技術活用評価委員会」が活用区分の承認及びフィールド提供の可否の判断を行う。
- 3) 活用区分の承認及びフィールド提供の可否の判断に当たり、有識者の意見を求めるため、国土交通省の「公共工事等における新技術活用システム」実施要領に定める「試行申請型」の応募により行われる「新技術活用評価会議」の事前審査

の結果を参考にする場合がある。

事務局は、活用区分の承認及びフィールド提供が決定した県産新技術について、県技術管理課ホームページ (<http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-130/>) への掲載、メール等により、県の発注機関へ情報提供するとともに、活用可能な現場の照会を行う。照会の期間は1年間とする。

7 選定結果の通知

選定結果は、応募者に対し、文書で通知する。また、フィールド提供が決定した県産新技術については、静岡県交通基盤部建設支援局技術管理課のホームページ (<http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-130/>) に公開する。

8 その他

- 1) 資料の作成提出及びヒアリング等の公募に要する費用は、応募者の負担とする。
- 2) 応募された資料は、技術の選考以外に無断で使用することはない。
- 3) 応募された資料は、返却しない。
- 4) 選考された技術のフィールド提供に当たり、応募者には、その技術に関する詳細な技術資料の提供を依頼する場合がある。
- 5) 応募内容の問い合わせ先は、以下のとおりである。

静岡県交通基盤部建設支援局技術管理課積算班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

TEL : 054-221-2131 FAX : 054-221-3569

E-mail : gijyutsukanri@pref.shizuoka.lg.jp

平成 年 月 日

建設工事新技術活用評価委員会委員長
静岡県交通基盤部理事 様

会社名
代表者氏名
所在地
電話

県産新技術フィールド提供申請書

静岡県において登録された新技術について、「県産新技術に対するフィールド提供の試行に関する実施規約」及び以下の内容に同意の上、下記のとおり申請します。

- 1 新技術の活用は、現場ごとの条件の適合性等による判断に応じて設計・工事発注機関がそれぞれ行うものであり、評価結果及び申請情報に基づき当該技術の活用の実施が保証されるものではない。
- 2 活用に当たり、標準積算額を超える費用が生じた場合は、試行調査に係る費用として負担する。

記

① 新技術名称

② 登録番号

③ 申請者等

郵便番号

住所

会社名

部署

実務担当者

電話番号

FAX

E-mail アドレス

県産新技術に対するフィールド提供の試行に関する実施規約

本規約は、「新技術公募の試行に関する取扱い」に基づく「県産新技術に対するフィールド提供型」の運用に際し、「新技術情報データベース」への登録を申請する又は登録を受けた民間事業者（以下、「新技術申請者」という。）及び請負契約締結後の提案により、自らが受注した県発注工事への活用を申請する民間事業者（以下、「活用申請者」という。）が、申請及び活用において、遵守及び了承すべき事項を定めるものである。

1 活用における不具合への対応

- (1) 新技術申請者若しくは活用申請者は、申請技術の活用を実施した後、この申請技術の活用による不具合等が生じた場合は、新技術申請者若しくは活用申請者の負担により不具合等の修復を行わなければならない。
- (2) 新技術申請者若しくは活用申請者は、申請技術の活用の中で前項の修復ができない場合は、新技術申請者若しくは活用申請者の負担により発注者又は当該工事等の施工者が指示する方法で修復を行わなければならない。
- (3) 新技術申請者若しくは活用申請者は、修復に当たり、発注者及び当該工事の施工者と協議の上、その方法を決定するものとする。

2 活用に係る責任

- (1) 新技術申請者若しくは活用申請者は、県が発注者となる工事等でこの申請技術の活用により生じる一般的損害、第三者に及ぼした損害及びかし担保に係る責任を負うものとする。
- (2) なお、別に申請者責任についての規定がある場合は、その規定をこの規約より優先する。

3 一般的損害

新技術申請者若しくは活用申請者は、施工者による工事等目的物（申請技術を活用する工事等目的物をいう。）の発注者への引き渡し前に、この申請技術の活用により工事等目的物について生じた損害及び申請技術の活用に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害又は不可抗力による損害を除く）については、その費用を負担すること。ただし、その損害のうち発注者又は施工者の責に帰すべき事由により生じたものについては、その責の原因者が負担する。

4 第三者に及ぼした損害

- (1) 新技術申請者若しくは活用申請者は、工事等（申請技術を活用する工事等をいう。）の施工又は履行（以下、「施工等」という。）において、この申請技術の活用に

より第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者又は施工者の責に帰すべき事由により生じたものについては、その責の原因者が負担する。

- (2) 前項の規定にかかわらず、申請技術の活用に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤地下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたとき（申請技術が工事等の施工等に伴う騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の防止または低減等を適用効果としている場合は除く）は、発注者がその損害を負担すること。ただし、その損害のうち申請技術の活用につき施工者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては施工者が負担する。
- (3) 前2項の場合及びその他工事等の施工等について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び施工者並びに新技術申請者若しくは活用申請者が協力してその処理解決に当たるものとする。

5 不可抗力による損害

施工者による工事等で工事等目的物の発注者への引き渡し前に、天災等（発注者が設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る）で発注者及び施工者並びに新技術申請者若しくは活用申請者の責に帰することのできないもの（以下、「不可抗力」という。）により、工事等目的物、仮設物又は工事等現場に搬入済みの工事等材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、発注者と施工者による契約書若しくは設計業務等の委託契約書によるものとする。（静岡県建設工事請負契約約款第29条等の適用等）ただし、申請技術の活用にあつて不可抗力により新技術申請者若しくは活用申請者が受けた損害については、原則として新技術申請者若しくは活用申請者が負担すること。

6 かし担保

- (1) 発注者は、工事等目的物にこの申請技術の活用によるかしがあるときは、新技術申請者若しくは活用申請者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求できる。ただし、この申請技術の活用にあつてかしが重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することはできない。
- (2) 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、この申請技術の活用による工事等目的物を発注者が施工者より引き渡しを受けた日から原則として、木造の建物等の建設工事の場合には1年以内、コンクリート造等の建物等又は土木工作物等の建設工事及び設備工事等の場合には2年以内に行わなければならない。ただし、そのかしが新技術申請者若しくは活用申請者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は10年とする。

7 損害及びかしの確認、費用負担等

- (1) 新技術申請者若しくは活用申請者及び発注者並びに施工者は、第2項第1号、第3項、第4項第1号、第5項及び第6項第1号の損害又はかし（以下、「かし等」という。）を発見若しくは第三者からの連絡を受けた場合は、ただちに互いに連絡をとり、新技術申請者若しくは活用申請者及び施工者は、かし等の状況、発生の原因等の事実確認を行い、その結果を発注者へ報告するものとする。
- (2) 前項に係る事実確認を行うときは、新技術申請者若しくは活用申請者及び施工者が協議の上、事実確認に必要な調査の分担を決定し、発注者へ報告する。ただし、協議開始から15日以内に協議が整わない場合には、発注者が調査の分担を定め、新技術申請者若しくは活用申請者及び施工者に通知できるものとする。事実確認に必要な調査に係る費用（以下、「原因調査費」という。）は、前項により原因者が特定されるまでは調査を分担する者の負担とする。
- (3) 新技術申請者若しくは活用申請者は、第2項第1号による事実確認が必要な事態になった場合には、遅滞なく発注者及び施工者に連絡し事態の報告をしなければならない。また、県から事態の説明を求められた場合は、この求めに応じなければならない。この場合、説明に係る費用は申請者の負担とすること。
- (4) かし等に係る原因者が新技術申請者若しくは活用申請者及び施工者のいずれかに特定された場合は、この原因者を除く新技術申請者若しくは活用申請者及び施工者は原因者に対して、第3項、第4項第1号、第2号及び第5項、第6項第1号により負担した修復若しくは修補費用及び損害費用、第7項第2号により負担した原因調査費用の支払を請求することができる。なお、原因及び原因者が特定できない場合は、活用申請者に対して、第3項、第4項第1号、第2号及び第5項、第6項第1号により負担した修復若しくは修補費用及び損害費用の支払いを請求することができる。ただし、第7項第2号により負担した調査費用については、調査を分担した者が負担する。

8 疑義の協議等

- (1) 新技術申請者若しくは活用申請者及び施工者は、この規約の各項の規定において疑義が生じた場合、又はこの規約に定められていない事項が生じた場合には、発注者と協議の上、解決に努めるものとする。
- (2) 本規約における新技術申請者若しくは活用申請者の責任は、「新技術情報データベース」の登録抹消後であっても、これ以前に実施又は契約締結された当該申請技術の活用について、かし担保の有効期間の間は継続するものとする。

9 その他

本規約で定める活用申請者及び新技術申請者の責任は、本規約に別途の規定がある場合を除き、無過失責任とする。